

町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年(2025年)2月20日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例

町田市子どもセンター条例（平成１１年３月町田市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後			改正前		
別表第１（第２条関係）			別表第１（第２条関係）		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
略	略	略	略	略	略
クラブ	略	略	クラブ	略	略
	<u>成瀬子どもクラブ</u>	<u>町田市西成瀬二丁目４９番４号</u>			

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から起算して１年を超えない範囲内において町田市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 成瀬子どもクラブの管理業務を行わせる者を選定する手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の町田市子どもセンター条例の規定の例により行うことができる。